NPO法人 八ヶ岳森林文化の会

森林整備事業部作業安全指針 (平成29年2月1日改訂)

八ヶ岳森林文化の会は、任意団体として2002年に発足し、2010年に「特定非営利活動法人」 として長野県の認証を受けた。団体設立以来、森林整備事業部は吉田山「市民の森」の森林整備 を実施している。これまでに傷害事故(傷害保険請求)は10件程度発生しているが、重大死亡事 故はない。事故の発生を防止するため、ここに「森林整備事業部作業安全指針」を作成する。

1 一般作業安全指針

作業に参加する者は、あくまで個人の自発的な意思による参加であることを前提とし、各人が 危険をさけるための知識や経験を身につけ、作業の安全と事故のない楽しい作業を心がける。

個々の作業においては、自らの身体能力と作業への習熟の度合いを考慮し、自らの安全を確保 できないと判断した場合はその作業を一時中止し、正・副部長又は安全指導担当スタッフ(以下、 「役員等」という)に相談する。

2 責任者の指示に従う

バックフォー、チルホールを使用するときは、役員等に使用の告知をする。その場合、単独での操作、使用は行わず、必ず、複数の者で作業する。その作業を行うときは役員等の支持に従う。

バックフォーを操作するときは、その「安全基準」に従う。

チルホールを使用するときはその安全講習基準に従う。

3 作業にあった服装

森林では、長袖、長ズボン、ヘルメット(つばのあるもの)を着用する。靴は、安全靴(つま先が鉄で保護されスパイク付きのもの)がよい。防護衣(ズボン型、チャップス型)を着用する。

4 作業前の安全打ち合わせ・反省まとめの会・作業日報の記録

作業開始前に、作業手順、作業配置、山割り、作業上特に注意すべき作業内容等を伝達し作業で 予測される危険を全員で共有する。作業終了後反省まとめの会を行う。

作業後の作業日報の記録は役員が行う。

5 道具

使い方がわからない道具は使用前に使い方を確認する。安全性能に問題ないか使用前に十分確認 する。チェンソーを持って移動するときはチェーンカバーを装着する。

道具を山林等に放置しない。作業終了後は道具を片付け、紛失した場合は報告する。

道具の使用後はメンテナンスを行い、不具合や破損がある場合は報告する。

動力の付いた機械(チェンソー、刈払機、油圧ショベルなど)を使用するには、機械ごとの安全 講習を受講しなければならない。

6 基本動作

作業地は急傾斜で不整地であるため、転倒に注意し利き手は空けておく。また、前後の人との距離を保ち、斜面を歩くときは、足の裏全体を使って歩く。斜面での作業は、足場を確保し、不安定な体制を避ける。無理をせず、疲れたら休憩する。

7 体調管理・単独作業禁止

作業前に体調を確認し、体調が悪い場合は作業を控える。作業途中で体調が悪くなった場合は無理をせず、作業を中断する。疲労が蓄積しないよう、適度に休憩をとりながら作業に取り組む。熱中症や脱水症状にならないよう、水分の補給に心がける。

常に2人以上のチームを組んで作業を行い、緊急時に連絡できるようにする。

8 ハチやマムシに注意

作業現場にはスズメバチが生息しており、刺されると人によってはアレルギー反応によって死亡する事がある。巣に近づいたり刺激したりしない。夏から秋にかけて被害が多いので、黒い衣服や香水は身に付けない。マムシにも注意。遭遇した場合、刺された場合等の対処方法を確認しておくこと。

9 新たな作業の開始

新たな作業を始める場合は、役員が作業現場まで行き、現場の安全確認と作業の注意事項等の伝達を行う。その際作業を開始してからしばらくの間は、現場で安全作業が行われることを確認する

10 保険

保険名称 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社「NPO活動総合保険(団体

傷害保険+賠償責任保険) |

(八ヶ岳森林文化の会の会員全員が加入)

保障額 死亡保険金2,000万 入院1日5,000円 通院1日3,000円